

事例研究：“軍ファシズム”の先駆

——五・一五事件直接行動主義者の“国体”ユートピア観念——

田 中 時 彦

I 解 説

本稿は、五・一五事件の民間側公判記録に表れた元陸軍士官候補生池松武志の陳述のうち、とりわけ“国体”ユートピアに関する部分を編集して紹介しようとするものである。この公判記録それ自体については、『政治経済学部紀要第27号』（1995年）に所収の筆者論稿—以下、「前稿」—に断り書きを記してあるので、池松を中心とする事件のテロリストたちの行動分析とともに、上記前掲の論稿に譲る。五・一五事件についてもここで紹介する史料（その短い概略紹介ならば、当時の新聞や富岡福壽郎『五・一五と血盟団』昭和8年、弘文社、465-474ページなどにある）についても、様々な学際上の視点から取り上げることが出来るのは言うまでもないが、本稿では、紙幅の制限上、次の諸点を念頭に置いた解説を行うにとどめたい。(1) “国体”構築の論理構成—とくに北一輝との対比 (2) 軍による政権奪取に向かう正統性の観念 (3) テロリズムの必然性についての認識 (4) 一般大衆に対する認識 (5) その歴史的意味。

中国伝来の“国体”という観念は、とりわけ幕末に著された会沢正志斎の『新論』以来、人によって定義も内容も異なる曖昧さを持つてはいるが、この観念を肯定的積極的な意味で使用するとき、そこに日本の特殊性の強調を意図する必要が認識されていることに異論はないと思われる。『新論』は幕・藩挙げた祭政一致の国防体制をアピールする国家有機体説の祖述（「夫れ、四體具はらざれば、以て人たるべからず、国にして體なきときは、何を以て国たらんや」）を骨子とし、「教育勅語」においては、西洋化して行く日本のアイデンティティを保持する家父長制（家族共同体）国家のイデオロギーとして、国家権力を通じて国民の実践倫理に転化された。この「教育勅語」体制が、国際化のもたらす自由主

義や社会主義の浸透に対する巨大な阻止機能を果たしたことは、たとえば、普通選挙制度成立の過程に徴しても明らかである。とはいえ、共同体から開放された個人すなわち大衆の圧力が、家父長制国家の崩壊を招くのではないかという危機感が、支配体制側や国粋主義者の間に“国体”の擁護を強く意識させ、このアイデンティティの防衛に汲々とさせるに至った（松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』昭和64年、206、305、324ページなど参照）。そうして、寡頭支配と大衆・階級対立と対外摩擦についての新たな解決図式を提示することが、明治国家以後を展望する思想構築の課題のひとつとなっていた。

階級対立による国家分裂の危機に対応しようとする思想のうち、特に北輝次郎の社会有機体説—『国体論と純正社会主義』（1906年）は周知のようにきわめて特異であり、『日本改造法案大綱』（1926年）はとりわけ陸軍の“国家改造”運動に絶大な影響を与えた。すなわち北は、集団間の生存競争という“真理”に立脚する社会進化の法則が目指している平等原理に従えば、被搾取階級を押し並べて富裕な“貴族”に引き上げる制度（普通選挙と生産手段の国有化）の確立した“正義”の国家へと日本社会は発展すべきであると考え、その“正義”を実現し得た国家は対外膨張の権利を、イギリスなど国際社会の満足国家に対して主張することが出来る筈であると唱え（領土の不平等は資本の不平等）、そのような対外膨張こそ、アジアを解放する日本の使命として認識されなくてはならないと論じたものと考えられる（宮本盛太郎『北一輝研究』昭和50年、有斐閣；松沢哲成編『人と思想：北一輝』昭和52年、三一書房、333-353ページなどを参照）。北によれば“正義”の国家とは、有機的結合体の構成分子がすべてその有てる能力（労働）を全体のために発揮することが出来る制度（国家へ天皇を含む国民すべてが同化し、かつ、個体として分化することにより全体としての活力を発揮する）であるから、階級対立は超克され、国家権力は労働を強制する必要もなくなるユートピアであるという。この発想は当然、有産者政党と財閥に権力と富を独占された明治国家の支配体制に対する変革の論理となり得るもので、“有機的生命体”（この概念は後にみるように極めて多義的で、発展・変革・結合体同質化などの目的に貢献する）である国家社会の“進化”が“宇宙絶対の意識”と結びつけられて（『北一輝著作集』第一巻、昭和34年、みすず書房、172ページ）、この変革の正統性を担保している如くである。北が支配体制を攻撃する方法として、“万世一系”や天孫血族説は虚偽であり、祭政一致は古代の遺物と罵っている（前掲『著作集・1』253ページ）ことはよく知られている。

こうして北が目指したのは、明治国家の支配体制が、この家父長制国家のイデオロギーを使って天皇の権威を独占し私物化して、国民の意識を盲目的に支配している現実との対決であり、来たるべき国家（その具体的政治過程については明確さに欠ける）の変革を阻止していると考えられる政治のメカニズムの破壊であった。その根底には、天皇とは実は“進化”する国家の一職分（つまり利用の対象）に過ぎず、“国家”という“実在”する至

高の“人格”こそ、すべての日本国民の忠誠の対象でなければならないという北のドグマがあるといえよう。神道主義に基づく家父長制国家の伝統的“国体”論の如きは、またとりわけ対外進出との関連においても、それが到底アジア諸国に通用する普遍性を持たないゆえに、北にとっては一層否定すべき有害なイデオロギーでもあったろう（同前、226、256-257ページ）。このような北の普遍性志向は、むしろ中国の天道論に拠りつつ、従来の天皇制が持つ民族的特殊性あるいは偏狭性志向を打破しようとする思想構築作業の意味を持っている。その普遍性志向は、権藤成卿が“社稷”観念を抽出してアジア諸国に通用すると唱道したものと軌を一にするものであるかも知れない。

北の思想をここにあって要約したのは、その思想に深く関わって五・一五事件で暴発した陸軍士官候補生ら、特にここに紹介する池松の発想との異同を対比するためである。北の思想が陸軍青年将校らに与えた影響の分析については、竹山護夫氏の業績（『陸軍青年将校運動の展開と挫折 1・2 一天皇、国家、軍隊、自我の四つの象徴をめぐって』『史学雑誌』78巻6・7号、昭和44年）が既にある。竹山氏によれば、五・一五事件の発生した時期は、あたかも満州事変直後において、陸軍内部の政治的変革運動が、救国のエリートとしての資格を主張するに至った軍を直接の担い手とみなす認識に立った転換点に当たるようである。そのような時期においては、軍隊内の基底意識である“忠君愛国”の観念体系に一致させた政治運動の展開が必然的に求められることになる（竹山論文・2・13-14ページ）。竹山論文によれば、“忠君愛国”の観念体系は、軍隊組織の存在理由に正統性を与える源泉である大元帥としての天皇自体を、絶対他者として神格化し（『軍人訓戒』）、軍隊成員である自己は、この権威に依存しこの権威に向けて同一化して行こうとする精神の表現である《その表現は、たとえば五・一五事件の発生した半年後に「絶対部外秘」として、社会運動に対する軍の独立不関与一成員をいわば組織の単位へ釘付けすること一を説いた憲兵司令官秦真次（陸軍中将）の訓話一以下、「秦訓話」一に見ることが出来る。「秦憲兵司令官ノ訓話」昭和7年12月16日、姫路憲兵隊巡視の際（『現代史資料4 一国家主義運動1』1963年、みすず書房、600-606ページ）》。その観念体系は、家父長制国家を否定しようとした北の思想と、論理的には当然、対立するものであろう。

池松において、最初は北の思想が自己＝国家（天皇ではなく）＝宇宙の同一化という形で全人格的に受容されていたことはすでに前稿で述べた。北の設定した“国家”は、極言すれば、現体制にその精神を圧迫されていると感じる個人個人が、天皇と自己を同格に分離することによってその体制を乗り越え、自己の欲する理想社会に自己を同一化してみることが可能にさせたといえよう。その意味で、北の思想は組織への帰属意識を通じて体制に束縛されている池松の価値観を解放し、現体制の変革を志向出来る精神の自由を与えたと考えられる。それは軍隊成員が政治変革を志向する場合に、その変革を正当化する理論と

しての利用価値を、北の思想が与えていたことを意味する。実際、池松の陳述にみられる“国体”論展開をみると、北の発想に関わる“有機的生命体”国家の概念《北の定義は、「国家とは空間を隔てゝ人類を分子とせる大なる個體なり。即ち個體其れ自身の目的を有して生存し進化しつゝある有機體なり」(前掲『著作集・1』228ページ)》がキイ・コンセプトの位置を占めていることがわかる。このキイ・コンセプトを池松が使っている意味は基本的には、民族的団結、その集団倫理への国家成員の忠誠、つまり国家分裂を回避するための新たな装置の説明としてであり、また、“生命”観念が持つ発展志向、つまり現状変革（とくに三月事件以来のクーデタ計画に対応して）と対外膨張（とくに満州事変に対応して）を正当化するための理論武装としてである。さらに、現支配体制の正統性に対して、社会進化論という世界的思潮を取り入れて武装した対抗原理としての意味も持つと考えられる。

具体的に、国家と天皇の関係について、北の影響とその読み換えの跡を検討して見よう。近ずき難い絶対他者とみなす軍従来の伝統的神格化と、伝統性の殻を脱ぎ捨てて“正義”の国家建設に向け、国民の先頭に立って変革を指導する“北一輝の天皇”とは、どのような論理で整合されるのであるか。まず、本稿に紹介する部分には次のような表現がある。

「天皇ハ家長的血族的存在デアリマスカラ……其存在意義ハ崇高ナル人格者テアルヘキテモナク、又強大ナル権力的存在テモナイ。偉大ナル政治家的存在テモナイ。……現行憲法ニハ天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラスト云フノカアリマスカ、左様ナ道德的ナ存在テハナイ。……之ハ英国憲法ノ直訳デアリマスカラ……天皇ヲ権力的最高ノ存在ナリトシタ丈テモ家長的親ミノナイ非日本的観念デアリマス。其処テ天皇機関説ト云フモノハ之ハ共和国ノ大統領ヲ世襲セシムルト云フ観念テ、政治家の範疇ニ属スルモノデアリマス。又我国ノ道学者達ハ、人間トシテ当然テアル様ナ事ヲ針小棒大ニ恰モ蓋世ノ聖人テナクテハ実行出来ナイ様ニ天皇ノ日常ノ行事ヲ阿附的ニ吹聴シタリスルノハ、天皇ハ是カ非テモ人格者トシテ最高ノ存在テナケレハナラナイト誤認シテ居ルカラデアリマス……吾々ノ天皇ハ血族的自然的人間デアレハヨイノデアリマス。サウスルト其処ニ初メテ完全ナル国家及国民ニ相応シイ最モ自然的ナ権力的ナ人格的ナ政治家的存在トナルノデアリマス……天皇カラモ亦不自然ナ権力的要求ヲナサレナイ訳デアリマス。斯クシテ国家ノ存立ニ対シテ無限ノ権力カアル訳デアリマス……政權者トシテノ意義シカ認メス若シ離レタナラハ国家ニ反スルト考ヘル等ハ正ニ亡国の国民デアリマス。自分自身ヲ捨テ国家ハ我家テアルト云フ観念ニ全部ヲ投托シタトキニ始メテ解ルノデアリマス。国民ノ大多数カサウナレハ權利義務ノ法則ナシカ百害アッテ一利ナシデアリマス。」(本稿「家父長としての天皇の性格と機能」)

この文脈全体を流れる客観的論理、換言すれば、池松が生きた時代の精神的環境分析から導かれる歴史的意味については、藤田省三氏の『天皇制国家の支配原理』（昭和41年、未来社）によって解明することが可能であろう。つまり、共同体の日常生活における“情義

的人間結合”の倫理という政治外的契機を中核として形成された、「教育勅語」体制が主張する家父長制国家のアイデンティティに立脚していることである。このアイデンティティはいうまでもなく、丸山真男氏のいう日本近代国家の基底部分の構造を説明するものである。急速な近代化の必要に対応してこの上層に構築された近代的国家の権力装置が目指す普遍的制度志向と、この基底部分の特殊的日常生活志向とは当然相互に対立する。池松が主張する“権利義務”の否定もその感覚を表しているという見方が出来る。もっとも池松自身に解釈させれば、宗教を放逐した近代の「制度偏重主義」がもたらす矛盾と対決すべき現代の課題＝「道德立国」が確立すれば、「制度其のものゝ持つ絶対的意義は全くなくなる」という意味になるだろう（「池松武志獄中記」昭和8年6月20日、『木内曾益文書』15、国立国会図書館憲政資料室所蔵—以下、「獄中記」—27-30、32ページ）。また、“普通の人間”“族長”“無限の権力者”という三つの人格を与えられている天皇も、この基底部分の論理に立って近代的権力装置を否定する意味では、非政治的人格として一貫している。その場合、“無限の権力”という用語に、“権威”と“権力”を未分化に捉えるわが国近代化過程特有の思考様式が、いみじくも表れていることは注目すべきであろう（丸山真男『現代政治の思想と行動』昭和31年、未来社、上、12ページ以下の詳細な分析を参照）。そうして、政治的統合との関係では、藤田氏の次の指摘とも一致している。「底辺で伝統的社会秩序に依存しようとしたとき、statesmanにおいては国家構築の最大の障害とされていた伝統的君徳者は、それが権力的存在であったからこそ、逆に体制の集中にあたって巨大な政治的エネルギーを期待されることになる。」（藤田、前掲書、102-103ページ）。

ところで問題となるのは、五・一五事件の時点で、この基底部分の論理がこれだけ改めて明確に体系化され、主張された意味についてであろう。前稿で紹介した池松の公判陳述には、特権階層と財閥とに結合した政党内閣によって推進される国際協調主義外交と資本主義政策が、深刻な農村恐慌をもたらし、階級対立を深めて国家を滅亡に追い込んでいるとの批判が痛烈に展開されていた。それは、藤田氏に従えば、まさしく近代的権力装置がこの国家の基底部分を破壊している矛盾の認識に立った危機感の表現になるであろう。「斯クシテ如何ナル政体ニナリマシテモ地方的特性ヲ有スル政治ヲ行ハサルヲ得サラシメ人民ハ積極的ニ自治觀念ヲ持ツニ至ッタノテアリマスカ、之等モ異ツタ民族性ト地理的特性トヲ持ツタ国ニ育ツタ政党政治ノ為メニ明治維新後大部分ハ破壊サレタノテアリマス。」（本稿「伝統性へのアクセス」）。アイデンティティの維持に汲々とする支配体制といえども、もはや有効な救済対策を採り得ない、危機に立つこの基底部分を守るために、池松らは権力装置を破壊する必要を感じるわけである。その救済運動の担い手を軍に求める場合、構築される論理は、運動のダイナミックスを産みだすものでなくてはならない。池松がこの事件を契機として、軍による政権奪取を自明の目的としていたことは前稿で述べた。そこで、軍が政権

を掌握するために納得のゆくイデオロギー構築としては、まず、支配体制の側に正統性を与える制度上の源泉である明治憲法を解釈し直して、政治的次元における天皇の私物化を打ち破り、正統性を現支配階級から奪取しなくてはならない。この点に関して菅波三郎（陸軍中尉）は、第一師団軍法会議予審に証人として出廷した際、次のように述べている。「不義は現状維持を欲し、正義は現状打破を望む。不義の支配を排して正義の支配指導する時代を招来せんとする時、平和裏に進むるを望むけれども、若し不義飽迄固守して之を拒み、又は正義を断圧せんとする場合があったとすれば、断乎として正義の剣を取らねばならないといふ意味の事を申しました」（原秀男ら編『五・一五事件軍法会議資料』—句坂資料—第3巻、平成2年、角川書店、15ページ）。この“正義”観念の用語法が、現状変革を目指して反体制行動をとろうとする側の正統性を主張するものであることは明白であろう。同じ立場の池松としては、北に倣って、明治憲法第3条による天皇神格化の“密教”を否定しなくてはならない。その意味で天皇は、文官政府の支配装置から離れて“普通の人間”になる必要がある。ただしその際、第11条の統帥権については注意深く留保され、池松はこの点について一切言及していない（前掲「獄中記」30ページには、「以上の如く国軍は国内の社会状況及其の政治方針と最も密接なる関係にあるが、国軍としての参政の道は絶無である。国軍の統帥は大権に通じてはあるが、内政改革の歎願を上奏するわけには行かない云々」という箇所がある）。

こうして天皇が、もし政治から引き離され“普通の人間”になる手続きを経たなら、もはや文官政府の装置として私物化されることはない、家父長制国家の“族長”としての存在だけに還元されるはずである。それは、国民に開放された天皇という主張を除けば、「教育勅語」の作成者が慎重にも、天皇をあらゆる政治的闘争から超越した位置に擬した、その原点への回帰に過ぎないように見える。その“族長”としての宗教的権威を政治的次元で改めて使い、本当に“無制限の権力”に変換して発動する資格を持つ別の支配装置は、変革に相応しい担い手を正当化する作業として、これから新しく検討すべき問題なのである。その支配装置を仮りに軍と想定するにしても、そのまえに、政権奪取のダイナミックスに正統性を与える象徴は何に求めるのか、という問題が先行する。池松は、ここで北の“正義”の国家観念を援用しようとしたと考えられる。たとえば、「天皇ノ御生命カ国家的意義ヲ獲得シタル天皇」「国家ニ対シテ自己ノ本分ヲ盡ストコロニ天皇ナリ国民ナルモノカ成立スル……明カニ両者トモ犠牲的存在トナリマス」（前稿、II・5・第二段落）とか、「国家アッテノ個人テ個人アッテノ国家テハナイ。天皇ノ国家テモナイ。国民ノ国家テモナク、唯、天皇・国民・国家ハ生命体的ニ融合渾一シ」（本稿「民族集団の最高倫理性とその宗教的アプローチ」）などの表現において、天皇より上位に“国家”を置こうとしているからである。この方法で変革運動のダイナミックスに必要な正統性の問題を解決しようとした点に、池松の論理の特徴を見ることができよう。その場合の“国家”とは、後にみるように、発展

(つまり変革)のイデオロギーである“有機的生命体”観念と、天皇をして天皇たらしめる伝統的“国体”観念(丸山, 前掲書, 上, 22-23ページ参照)との折衷であるため, “忠君愛国”という軍の精神的枠組みと基本的には両立が可能である。とはいえ, 大元帥として神格化された絶対他者は, もともと人間が企てる変革のための利用価値を持つてはならないのが建前である。《前掲「秦訓話」では, 軍は国家の「心臓」との自負があればこそ, 軍の組織を守るために統帥権の厳守, つまり天皇の命令なしには絶対動かず, 国家の問題はひたすら天皇の命令を待つだけの完全に消極的な姿勢しか出て来ない。「若シ軍隊ガ渦中ニ投ジー拳ニ革命ヲ成就シタ場合誰カ天下ヲ取ルカ軍隊ガ天下ヲ取ルトスレバ足利尊氏ノ二ノ舞ヲ演ズルノミナラズ結局社会主義者ニ利用セラルルコト、ナル」(前掲『現代史資料4』603, 605ページ)》。そのうえ池松としては, 体制変革のためにその神格性をわざわざ否定したはずの天皇を, 統帥権の留保とともに政治的次元で振りかざすわけにはいかないのである。

ここで池松にとっては, さらに次の2点が問題となったはずである。第1に, 国家の基底部分で「無制限の権力」を持つ“族長”天皇を独占するために, 家父長制国家と軍とを一体化してとらえる論理を展開することである。一般社会に通用する家父長制国家の精神である“忠孝一致”と軍成員の精神である“忠君愛国”の二つの用語は, 池松の陳述においてしばしば同義語に用いられていることに気付くであろう(たとえば, 前稿, II・2「軍隊と国家改造の関係」)。これに加えて, とりわけ次の表現がこの問題意識を物語っていると思われる。「私達モ軍人トシテ……其使命タルヤ伝統的日本精神ニ基クモノテアッテ光輝アル家族的血統的国家ノ成長ニ対シ何等カノ形ニ於テ寄与スルモノテスル犠牲的精神コソ我國民ノ伝統的精神テアッテ夫レニ依ッテ形成サレテ居ル国軍ハ世界無比タル所以テアリマス」(本稿「国軍の伝統体现」)。この発想は, もともと軍の基底意識に強く存在する観念を表現したものに過ぎず(「秦訓話」, 前掲『現代史資料4』603ページ), 丸山氏のいうように, 究極の価値, すなわち“国体”=家父長制との一体化, つまり距離のパトスの強調は, そのまま他の国家機関に対して軍が優越する資格条件を設定し(前掲書, 上, 16-18ページ), 軍による国家変革を正当化する論理の前提となるであろう。

第2に, 家父長制国家のイデオロギーを補強する作業である。まず池松は次のようにいっている。「我国ノ皇室ヲ英国ノ夫レノ如ク特権階級ノ一部ト見做シ, 学者ニ於テハ天皇機関説等ト云フモノカアッテ……政權ノ永続的自存者ノ如ク誤解サレ社会運動ヲスル者ハ特権階級ヲ除クニハ 天皇ヲ亡ホスニ如カストノ観念ヲ持タシメテ居リマスカ其社会思想ニ及ホス弊害ハ実ニ広汎ニシテ深キモノカアルノテアリマス」(本稿「普通選挙制の意味」)。単に天皇を階級闘争の標的から外すだけなら, 確かに「教育勅語」の原点に帰ることのみによって, 論理的には可能であろう。それで十分目的が達せられるのであれば, 池松にとって「教育勅語」はアピールに最も有効なアクセスだったに違いない。ところが, 明治国家支配の二大支柱で

あった「教育勅語」も「軍人勅諭」も、池松の膨大な陳述のどこにも公然と掲げられてはいない（これを裏書するのは、前掲「秦訓話」で、そこでは、「まことの道」と「教育勅語」および「軍人勅諭」を「別物ノ様ニ考ヘテ居ル傾向ガアル」のは遺憾であるとして、いわゆる日本精神を体制の維持と直結させようと腐心している。前掲『現代史資料4』600ページ）。

その理由は、(A) ひとつには、池松の時代状況に対する認識と関係しているように思われる。それは、前稿でみたような池松の戦争を意識した国際社会に対する激しい緊張感と、ヨーロッパ諸国君主制が、第一次世界大戦を通じてすでに相次いで滅亡した状況に対応するものであろう。家父長制国家を高唱する「教育勅語」体制は、かつて西洋化を前提としてのアイデンティティ造りであった。そのイデオロギーは、普通選挙運動の高揚で揺さぶられ、大正デモクラシーを通じてもはや退化しつつある。しかも、国際社会の主権国家を前提とした明治神権国家体制は、世界恐慌のなかで再解釈を迫られる危機にいま直面してはいないか。天皇制の崩壊は“忠君愛国”観念の滅亡であり、とりも直さず国軍の精神的解体を意味する。この点を池松は次のように語る。「忠君愛国は我が国體の精華にして……軍の存在若しくは其の行動にしてこの忠君愛国の意義を失へば軍は先づ精神的に自滅である。此の意義の存否は一に国内の社會状況及政治方針に重大なる関心を有し、夫は国軍の存否にかゝる問題である」（前掲「獄中記」30ページ）。単に「教育勅語」に還れと叫ぶだけで、果たしてこの日本の家父長制国家をそのまま保持出来るのかという危機感—換言すれば、ヨーロッパ諸国君主制と同じ歴史をたどらせまいとするすなわち反革命への使命感—が、池松の観念に漲っていたのではなかろうか。「科学、哲学の批判に堪へない信仰は現代生活との矛盾であり」「現代に取って以て行はんとするには、単なる武士道道德も不可であり、単なる儒教道德も不可であり、単なる仏教道德も不可であり、単なるキリスト教道德も不可であり……我らの民族的伝統に基き、過去の次の発展段階のものであり、新時代の民心の帰向に應じ得るものでなければならない……我らは新時代に適應した国民道德を建設し是を国家的に訓練しなければならない」（“神道”が別扱いで温存されていることに注目。筆者）と彼は言っており、一つの新しい宗教に統一された国家の樹立こそが、政治家の腐敗や政党政治、資本主義、共産主義、ファシズムなど、「制度偏重主義」が生む矛盾を解決する唯一の方法だと主張している（同前、27-29ページ）からである。この文脈にわれわれは、武力支配から倫理支配への“進化”を説く北理論の影響を見るであろう。

なおこの際、丸山氏の分析に従うならば、反革命を目指す緊張感は、単なる復古に留まることを許さず、また、社会の同質性が高いほど、逆に異質な思想を過敏に反発しやすい政治文化をもつなどの指摘をも併せて考慮しなくてはならないだろう（丸山、前掲書、下、277ページ）。池松の次の問題意識も、これに対応して単なる復古の文脈ではないと考えられる。「論者ハ日本ノ此苦境ヲ經濟的原因ニノミ依ルモノトシテ、之ヲ世界的經濟的苦境ニ転嫁

セントシテ居ルノテアリマスカ、夫レハ大ナル誤リテアリマス。我国ノ苦境ハ其伝統性ニ反シタ諸制度ニ原因シテ居ルノテアリマスカラ、夫レハ我国独特ノモノテアリマスカラ我国丈テ脱出スル事ノ出来ル苦境テアリマス。」(本稿「生命体観念による変革の必然性と日本型正統性の構築」)。この問題意識は、国際社会に対する防禦の姿勢で「教育勅語」を造った明治国家の指導者たちの西洋化志向と、明らかに対極に立つものである。本稿紹介の史料全般を貫く池松の思想構築が、ことさら国際社会と攻撃的に対決し、他のすべての主権国家と対比してまったく異質な、しかもこれを超越する日本国家観念の極端な特殊化、すなわち“超国家主義”への帰納を目指して集中しているのも、このような危機感の産物であると考えられる。もっともその作業は、本来それほど困難な努力を要しないだろう。藤田氏が指摘するように、国粹主義的な「告諭」や学説が背景とする狭隘なコスモの意識に溢れる家父長制国家の基底社会には、“神国”“万邦無比”などの超国家主義の観念がもともと内在していて、精神的に身近なそれらの観念を容易に引き出し、体系化し直せばそれでよいからである(藤田, 前掲書, 7, 101-102, 140ページなど)。とはいえ、危機に満ちた新時代を認識して「教育勅語」の換骨奪胎を志すのであれば、そこに同時代的問題解決を説く世界観による“洗礼”と“洗練”とが必要であり、この要請に応じて北理論による武装が登場して来るのは、むしろ当然のことであろう。

(B) つぎの理由は、近代的国家装置の破壊を目指すのであれば、「教育勅語」が現存支配体制にもまた、制度解釈上の正統性を与えている国内の政治的現実と対決しなくてはならないことである。そのためには明治国家との連続性を主観的に断ち切って、「教育勅語」を国家変革の論理と結びつける必要が生じる。その意味においてもまた、明治以前の歴史に遡る伝統回帰の論理が構築されなくてはならなかった。研究者によってすでに多々指摘されているように、伝統回帰とは唱道者にとってすなわち前進であり、革新なのである。

それでは池松の“国体”論構築において、「教育勅語」はいかなる論理で再解釈されているか。その換骨奪胎の努力は、とりわけ北自身が嘲笑した“神勅”主権と“万世一系”の古色蒼然とした伝説化を、逆にまさしく阻止しようとする点に係っていると考えられ、この目的に沿って北の社会進化論は遺憾なく利用されている。北は『国体論と純正社会主義』のなかで、宇宙も生物も限りない進化の途上にある、とか、現人類は“神類”に進化する途上の架橋の役割を担い、キリスト教も仏教もすべてこの社会主義の“科学的宗教観”によって説明されると主張している(前掲『著作集・1』101, 182, 202-206ページ)。この主張を借用して池松は、社会進化論により担保された真理の源泉としての、あらゆる宗教を統合する象徴である“宇宙霊”という絶対概念をまず設定する。『神勅ニ曰フトコロノ「天嗣ハ天壤トトモニ窮リ無カルヘシ」ハ大宇宙ノ生命体トシテノ意義ヲ形容シタニ過キナイノテアツテ、之ハ単ニ空想的抽象的ニ我国体ノ神話トシテ出来上ツタモノテハナク、天皇カ国家

ノ超自然的大宇宙ノ靈トシテ存在スル事ヲ表現シタモノデアリマス』(「家父長としての天皇の性格と機能」)。「神勅」だから信ずるのではない。「神勅」に存在理由を与える“新時代の”上位概念が追求されているのである。次にこの絶対概念の内容は、“忠君愛国”―前述したように、“忠孝一致”と同義語にとらえるならば―という「教育勅語」の理念そのものに置き換えられている(同前)。そうしてこの絶対概念は、共同体の絶対性を説明するキイ・コンセプトである“有機的生命体”と結びつけられて、日本という“天孫”民族が、この“真理”を集団倫理として継承する特殊な“選民”であるとの論理に導く。しかも、その保証は“万世一系”の皇室を媒介として体现されるのであるから、祖先祭祀のなかに国民全体が没入する「道德立国」の樹立によって、宇宙の真理を世界に宣布する特殊な使命の実現が展開されるのだという膨張論につながる。その場合、天皇を国家の単なる一成員とみる北の発想は、“選民”性を保証する象徴としての“天皇職”に置き換えられた存在価値に転化していると言えよう《「勿論天皇モ国民モ肉体其自身ニ於テハ平等デアッテ血族的自然的伝承ニ従ヒ国家ニ対シテ自己ノ本分ヲ尽ストコロニ天皇ナリ国民ナルモノカ成立スル」(本稿「民族集団の最高倫理性とその宗教的アプローチ)」》。

こうして構築された池松のユートピアは、外見上、“進化”した北の“正義”の国家に擬されるもの―北は一部階級―財閥―の利益のための戦争を否定したのだから、宗教的手段により国民の“平準化”を達成し、国内矛盾を“解決”した“正義”の国家は、総力戦体制を構築する“正統性”を持つ筈だという読み換え―と見ることが出来る。その点で「教育勅語」は形式的には、いまや変革の論理と結合している。とはいえ、発展と平等を目指す“北一輝の国家”の実質的内容は、家族共同体の伝統的価値体系を中核とする「道德立国」のプログラムに変換されてしまった。ここに至って北の理論はまったく逆説的に、日本国家だけの特殊性を説明する武器として利用されたことになる。天皇を宇宙の根源と見做す発想も実は、軍隊内の基底意識と重ね合わせることが可能な性質のものなのである《守旧主義者相沢三郎(陸軍中佐)の例(竹山論文・1・15ページ)。また、前掲「秦訓話」は、池松のような“国体”の「科学的」説明を排斥しながらも、「まことの道」を次のように説いている。「天地自然ノ神ながらの道デアッテ天地ノ公道人倫ノ常徑デ実ニ天地人ヲ一貫スル宇宙ノ大道デアリ又宇宙大生命ノ根源デアル云々」(前掲『現代史資料4』600ページ)》。そうして“宇宙霊”があらゆる宗教を統合する象徴だとするなら、神道の“調和”主義による“融合同化”方式―「八紘一宇」―とも容易に結びつくであろう。つまり、器は北、中身は“忠君愛国”とでも言おうか。それは池松の精神が、それだけ軍本来の共有された観念体系に自己の行動原理の基礎を置いていた―竹山氏によれば、軍エリート意識に十分依存した変革思想の作業を進める状況に対応していた―ことになるだろう。

ただしここで問題となるのは、宮本盛太郎氏が指摘するように、『日本改造法案大綱』

において、北の論調はあたかも転向を示すかの如く、国家有機体説と家族国家論とを結合させる表現をしていることである（宮本，前掲書，237-238ページ）。北の真意は宮本氏の指摘するとおりであり，あるいはその表現が北のタクティックであったとしても，家族共同体国家の信念に立つ青年将校グループの側にとっては，この表現こそ彼らと北との結合を保証するきずなだったかも知れないのである。そうして，池松が北の理論を借用するのはここまでである。“万葉”時代に天皇のあるべき姿を求めたり，江戸時代のほうが，かえって土地支配が経済支配に理想的に一致していたと論じて，国家による経済統制を復活させる直近なモデルに擬している（本稿「伝統性へのアクセス」参照）ことは，“国体”宗教史観とも呼ぶべきドグマの一環と化している。その伝統回帰は，過去の体制の方がかえって「道徳立国」の理念に適っていたとする主張と一致している《鎌倉幕府時代，江戸幕府時代よく長久の平和を致し得た最も重要な基礎は，上下を挙げての道徳的訓練であった。》（前掲「獄中記」28ページ）。端的に言えば，それが池松の“国体”ユートピアなのである。そうして池松は，このユートピアの認識は，“宇宙ノ生命体”に“個人ナル生命体”が合一すること，つまり，「夫レハ宗教其モノノ説明ニ俟ツヘキテアリマス」が前提となるという形而上学を主張するに至る（本稿「民族集団の最高倫理性とその宗教的アプローチ」）。

このような形而上学的アプローチは，しかし，池松独特の創設にかかわるものでは勿論ない《「秦訓話」における次の表現を見よ。『「まこと」ノ一事サヘ悟レバ国体ノ尊サガ本當ニ理解サレテ自分ノ生命ト一致スル』（前掲『現代史資料4』604ページ）》。キイ・コンセプトである“有機的生命体”観念にしても，実は家父長制支配の原理—日常生活の情義的人間結合の中核である直接感覚主義—と一致する性格を持つばかりでなく，むしろその精神の表現と化してさえいる（藤田，前掲書，124-129ページ参照）。それは，前稿でみたように，マルクス主義や唯物論を日本と関係のない西洋思想の抽象論と極め付け，心情あるいは信念の問題として“生”の価値を振りかざすことによって否定し去ることの出来る態度（同前，127-128ページ）と軌を一にしている。この池松の“国体”宗教においては，日本は伝統回帰の方向を向いて特殊な宗教民族に国民精神を改造して行く国家なのである。従って，国民の祭司长である「教育勅語」の天皇は，“無制限の権力”つまりその宗教的權威に基づいて，西洋化を図る支配装置に再び正統性を与える余地は，主観的にはもはやないことになる（明治初年，列強の圧力が新政府の企図する神道国教化を阻止した状況はいまや消滅している）。そうすると，菅波が描いたように，現実政治の次元で国民の先頭に立つ—つまり，国家の機関として政治的に利用価値を発揮する—北理論の人格（竹山論文・2・16，20ページ参照）も，天皇は持つ必要がないだろう。国民の祭司长でさえあればよいのである。既に見たように，池松は何度も天皇機関説を攻撃している。その発想は，前稿で考察したように，権力的文脈に立つ菅波の思考を拒否する池松の行動原理—“国体”宗教の宣伝とし

てのテロリズムーに対応して来るのかも知れない。

ところで池松が、“国体”宗教は形而上学的にのみ説明されると規定しているにも拘らず、その体系は、五・一五事件の時代状況に現実的に対応するものと考えられる。その意味を示す論理をまとめて繰り返すならば、家父長制国家の集団倫理＝真理はいま崩壊の危機にあるが、その倫理を保持している農村共同体＝国民は軍のほとんどすべての構成要員でもある。だから、現支配体制がその農村を搾取することは、軍隊を搾取することに等しい。こうして被害者の位置に設定された軍こそは、“忠君愛国”という宇宙の真理を体現している唯一の組織である。ゆえに、軍は国家変革へ向けて国民全体に対する指導力を発揮する資格がある。その場合に、留保されている統帥権が発動してきて、天皇に保証されている“無制限の権力”は政治的次元で実質的に軍が掌握する、という仕組みになる（前稿133ページでみた菅波の言－「ソナ場合ニハ私兵トハ云ハセナイ」を参照）。ここに分析した論理は、第一次大戦後から国民精神の総動員を目指し、いま、農村恐慌と統帥権の危機による二重の衝撃を受けている陸軍の採るべき方向を、現実的に説明するものでもあるだろう。

さて、“国体”ユートピアの構築が池松の最大関心事であったとするなら、その直接行動主義も、二・二六事件の主謀者たちとは自ずから異なる性格を示すであろう。池松らにとって天皇は必ずしも絶対他者ではないし、“国体の真姿”が確立するのにもまだこれからである。従って天皇個人の意志の発動にすべてを委せて無策に経過するわけにも行かない。おなじ捨石主義でも五・一五事件の場合、その直接行動主義の性格は、積極的に軍による政権奪取の尖兵となることであり、そのテロリズムの必然性は、大元帥である天皇への信仰からではなく、自我を国家と同一化する北の“有機的生命体”コンセプトへの信仰から直接導かれている。その自我意識と軍隊成員であることとの関係について、池松の「獄中記」から興味深い記述を引用してみる。「国軍に於ては服従を最も尊ぶが、服従の最も徹底したるものとして、上官の意図を明察せる獨断を極端に奨励する。然し独断たる所其の責は飽迄自己にあり、之は必然名誉の犠牲的精神に迄延長される。だから国軍の死活に関する問題（夫は国家に取っても同時に死活に関する問題である）に関して是を活かす方途があるならば合法たると非合法たるとを問はず実行する。非合法的のものは実行して其の責を負へばよい。其の責の負い方が死生に関する場合は其の実行も勿論白熱的である。……次にかゝる改革運動に対する軍の首脳部若くは上官の態度であるが、以上述べし所にて推察される如く現代の状況に於ては奨励的黙認である。」（31-32ページ）。自己責任の意識は確立しているが、上官の黙認が前提となっている。権威に抱擁された自己責任感とでも表現するべきか。“権威”の暗示に巻き込まれていても、飽く迄自己の意志だと認識し言い張る。対価の要求も期待もない。その“犠牲的精神”がすなわち自分の存在価値だからである。その非近代的感覚は、あるい

は、天皇制権威主義秩序の組織における“活力”の実態を示しているのかも知れない。そうして直接行動による体制変革の可能性に、テロリストたちが必ずしもオプティミズムを抱いていなかったことは、前稿に見た池松のニヒルな態度（「矢張鈴木喜三郎邊リノ政党内閣カ出来ルト思ッタ」前稿，138ページ）に徴しても明白であろう。池松らは、“国家という全体の生命を救う自己犠牲”の美学を行動原理とし、その実践を通じて軍の存在理由を、一般社会に向けて高らかにアピールする有効な手段として、テロリズムを認識している。このように五・一五事件のテロリストたちには、自我の主体性に基ずいて体制変革に指導力を発揮しようとする意図が看取される。この意味において、二・二六事件の主謀者たちの意識とは異なっていたといえよう。

ところで、自由主義も共産主義も否定し去る対抗原理を、“国体”宗教に求めるより方法がないとするなら、その形而上学から導きだされる歴史解釈や現実政治の説明はドグマに満ちたものとならざるを得ない。“有機的生命体”コンセプトで歴史を解釈する場合、国家発展のためには外来文化の導入を肯定して“融合同化”方式の成果であるとなし、国内動乱の史実に対してはそれが“伝統性”に反したからだと否定し去る如きはそれである。また、前稿で紹介したように、池松が現存支配体制を構造的に批判する場合、その論法は一見、極めて鋭い。しかも“民主制”を肯定して、あたかも一般大衆と立場を共有しているかに見える。とはいえ、その“民主制”概念は、実は国民主権とはまったく関係がない。いとも安易に、江戸時代をモデルにした農村共同体の自治と同義語に捉える日本の特殊化作業により、本質が擬似的に変換されている。そうして、大衆を家父長制国家へと再統合することがすなわち“民主制”の完成である、とする伝統回帰の論理に吸収されてしまっているのである。それは客観的には、まさしく“合意”の支配を“画一性”の支配にすり替える思想的擬装工作（丸山，前掲書，下，319ページ）を意味することになる。もっともドイツに比べて（同前，上，57ページ）大衆運動の圧力の弱さを対応させるとき、その擬装の安易さも理解出来よう。

普通選挙制を自明の前提とする点も同じである。「財閥ノ損失ハ直ニ失業ノ形ニ於テ国民ニ転嫁サレ而モ政治的支配カ経済的支配ヲ抱擁シナケレハ統治出来ナイト云フ原則ハ逆ニ作用シテ財閥ノ政權侵略トナツテ折角国民カ血ヲ流シテ獲得シタ参政権マテモ蹂躪サレテ終ッタノデアリマス。」（本稿「普通選挙制の意味」）。この表現を見ると、池松は大衆の要求に則した運動圧力による政治的成果の獲得に対して、理解と認識を持っていたように感じる。ところが、本稿に配列されている以下の史料を見るならば、池松にとって国民の参政権とは、第一に、特権階級抹殺の論理と直結し、第二に、国民を“国体”宗教に統合するための装置として認識されていたに過ぎないことがわかるであろう。だからユートピアと現実の落差から、かえって“無自覚な大衆”という非難が池松の口をついて浴びせられるのである。

つまり、大衆との立場の共有は、実は“condescension”（優越的同情）なのであり、その行く先は再び“国体”ユートピアの雲のなかに消えている。そうしてその軌道は、国民を“国体”宗教に組み入れるまで執拗に繰り返される、それこそ何ら“発展性”のない永劫回帰の性質を持っているといえよう。これらの発想が示す極度の観念性は、軍とは本来、国民（＝“地方人”）の利害から切離された別箇の立場に立つ存在だという潜在意識—換言すれば、それこそまさしく特権集団としての自己認識（前稿，129ページ）—を前提とするであろう。だからこのような“condescension”からは、農民や労働者大衆との共闘を構える“民兵”の発想も戦略も出て来るわけがない。かえって、誇り高きテロリズムの論理と直結するばかりである。その場合の決定的矛盾を示すならば、もし、この事件のあとで陸軍が蹶起しない場合、先に“無自覚な大衆”と非難したはずの池松が、この箇所では、「其時ハ国民カ承知セス国民自身カ爆発的憤起ヲスル事ト予定致シマシタ」（本稿「直接行動の成果に対する期待」）と、あまりにも無定見な希望的観測を述べていることである。

こうしたテロリストたちが、軍の存在をアピールするための法廷闘争を意識するなら、池松の陳述がプロパガンダの性格を帯びるのは当然で、その結果、もともと独善的な論理の矛盾が跳梁していても不思議ではない。たとえば、一方で共産主義の階級闘争により国家は滅亡すると危機感を煽り、他方で国家は本質的に支配者と国民の相互依存から成り立つものであるから、国家を分裂させようとする共産主義は成功するはずがないと批判する如き、また、世界は民族割拠であるから、共産主義の世界連帯は失敗すると極め付け、他方では“融合同化”方式による日本の平和的世界統一を説き、しかもこれと矛盾する臨戦体制樹立の急務を訴えるが如きである（いずれも、前稿，II・4「共産主義批判」）。その独善性は、経験不足の幼稚な精神というよりはむしろ、究極的価値との一体化によってすべての倫理の内容をも支配し得ると考える日本特有の精神形態の噴出を示すものかも知れない（丸山，前掲書，上，13-17ページ）。

以上に分析を試みた池松の陳述には、やがて来たるべき“軍”ファシズム体制が、国民の日常生活にまで侵入してその精神と行動を支配するに至る歴史の前奏曲をみるであろう。それは、丸山氏が指摘するような国民思想の“セメント化”を目指すファシズムへの準備を意味することになる。多様な価値の抹殺と伝統回帰の停滞社会志向は、北の改革精神（宮本，前掲書，81-82ページ）に結びつくものではない。日本には本来、精神の自由を保証する内面倫理が確立していない（丸山，前掲書，上，12ページ）から、現状打破を目指す北の思想はこうもたやすく逆用されたのだということが出来よう。その意味について敢えて考察すれば、たとえ北理論に立脚したとしても、その革新的プログラムを具体的に展開して実現しようとする目的が「反革命」であるなら、このような伝統回帰の方向をとることが「もっとも有効なイデオロギー」であったのかも知れない（同前，下，320ページ）。

なお、宮本、前掲書、3ページ)。その結果、池松にみるように、日本は完璧なまでに特殊化された偏狭な国家として認識されることが可能であった。その特殊化抽出作業のなかで無視出来ないのは、政治的権力関係の普遍性をも単なる西洋文化の属性と極め付けて、この視点を排撃し去っていることである。そのため軍自体の権力闘争を捕捉する視野は、池松の発想から完全に欠落している。だから、軍官僚が実は“西洋流”の権力闘争の巣窟に過ぎないことなど、認識される筈もなかった。この盲点は、権力の基礎が倫理的価値におかれるため、政治の実態分析から逃避していた日本独特の発想形式に起因するとみられる(丸山、前掲書、上、15ページ)。その発想にみる独善性は、国際的にも国内的にも、単に“身内”と“余所者”の論理に還元して軍のエゴイズムを理解することさえ可能にさせる《前掲「秦訓話」で、軍さえまとまっていれば、国家の問題はどうにでもなる、という発想(『現代史資料4』603ページ)を参照》。この“国体”宗教によって追求された正統性の解釈権は、やがて他ならぬ軍の凄惨な権力闘争を経て軍官僚が独占し、絶大な政治的統制効果を造り出して行ったことは、改めて触れるまでもない。軍のエゴイズム、つまり、戦時下、国民に対する耐乏生活の強制と精神主義の異常な強調の原型は、早くもこの時期、池松の次の陳述に極まっているであろう。「財閥ハイサ戦争トナリマスト輸出入関係ヤ我国ノ経済関係ヲ考ヘテ国民カ究極ノ場合ニハ最小限度ノ生活資料ニ甘シ軍事資源サヘアレハ永続的ニ戦争ヲ敢行出来ル事ヲ知ラナイノテアリマス」(前稿、II・13)。それは、独り池松だけのファナティズムではなかった。権力関係という普遍的現実を形而上学的特殊化作業で捨象した“正義”の支配は、イデオロギーを相対化する社会的機能を奪い、社会機構の矛盾から目を逸らせる(丸山、前掲書、上、37ページ)。その結果、政策水準では“軍財抱合”の現実主義的幕僚路線を採ったにも拘わらず、やがて民族全体の破局を導くに至った。その運命は、日本に本来内在する伝統的精神—家族主義社会=権力関係不在の幻想—への回帰とその強調によってこそ、もたらされたものであることを、改めて認識させる史料でもあるだろう。

《付 記》「獄中記」に表れた池松のイメージは、世上で俗に通用する“兇暴な”ファシストとはおよそ縁遠い。自己を省みながら率直に課題を探究し、環境的障害を自己確立に必要な試練ととらえ、絶対の真理を体得したいとひたむきに願って、親鸞の著書に感動し、新約聖書に共鳴して「主の祈り」を唱え、カント哲学を学ぶ一人の多感な知的求道者である。そうしてむしろ強靱な精神を持ち、自己の責任を弁えた一人の率直な青年ですらある。自己の悩みを国家の悩みに同一化してとらえることを、リーダーシップとは無関係の、単に幼稚な精神に導かれた軽挙妄動の表象として処理しようとしても、問題は一向に片ずきはしない。むしろ、藤田氏が指摘する保田与重郎の回顧にみられるような、“新しい世界観の表現”に通じる問題なのであろう(藤田、前掲書、140ページ)。池松自身が五・一五事件を省みて、「獄中記」に次のような心境を語っている点は誠に興味深い。

「斯ゝる見地から五・一五事件を見ると第一にその目標が誤つてゐる。単なる指導的人物の交代、制度の改廃等は決して永久的に現在の行詰まりを打開し得るものではない。第二に其の行動は勿論最も忌むべきものである。然し国家の現勢を考へるとき其の難局を打開すべき国民的目標は絶無であり、然も行き詰まりは益々深刻になって行く所夫は必然国家の滅亡への道である。日本は三千年以上生きて来た。そして尚生きなければならない。目標がなくして単に生きんともがく所、夫は盲動的蠢動である。然も夫なくしては生き得ない所に国家の悲痛なる苦悩がある。夫は生命力の旺盛なる日本に於て最も甚しい。血盟團事件にしろ、五・一五事件にしろ、此の盲動的蠢動に過ぎない。我も其の一分子であつたのである。未熟なる我れが、生きんとする国家の動きに参加し得たことは最も欣快とする所である。然し是等は前述の如く眞の革新ではない。止を得ざる盲動である。そして国家が国民的道德訓練に自覚しない以上今後も必然、頻々として斯ゝる運動の簇生を見るであらう。」(29-30ページ)。

この文脈の意味は、軽挙妄動だったという後悔にあるのではない。むしろ、ほかの選択肢があり得たのかと昂然と問いかけている点にある。そうして、テロの動機を問われれば、「自分は変動する新時代のエトスを求めたのだ」と答えるであろうし、目的とする「道德立国」と手段としてのテロとが相互に矛盾することを承知しながら悩んでもいる。こういう視点から彼の陳述した文脈を見ると、たとえば、もし家父長制度を真剣に擁護したいのであれば、その制度のきずなである長子相続制や遺産相続制自体を批判する(池松「飛躍後ノ組織大綱」前稿、126ページ)のは矛盾であり、単に非現実的な書生論に過ぎないではないかと一概に極め付けられなくなるだろう。彼の求めたものは、資産の平等を主張する階級闘争の標的となりうる現実の家族主義国家の“制度的羈絆”をも乗り越えた、国民の“宗教的結束”だったからである。すなわちそれが彼の“国体”ユートピアであつた。そのようなイメージは、井上昭や橘孝三郎についても、またその他この時期のテロリスト達にも多様ながら共通して見られる現象と思われるが、こうしたアクターの主体的分析を志すアプローチというなれば伝記記述—はまた別のテーマと考え、本稿ではあえて正面から取り扱うことを避けた。池松の出所後は敗戦前まで、中国の済南に居住して坂本兼一とともに現地工作にあたっていたといわれる(八木春雄「五・一五事件と士官候補生」昭和63年、非売品、124、390ページ)が、その後の消息は杳としている。

II 池松武志公判史料(続)

(国体の特殊性の強調)

「国体トハ国家ノ政治経済国防文化ノ諸現象ノ本元タル有機的生命体其者テアツテ、国家ハ直ニ国体ト云フニ非ラス、夫レハ国体ノ単ナル属性ニ過キナイノテアリマス。而シテ国体ハ現在ノ諸現象ヨリ帰納シ来ルト同時ニ建国以来ノ歴史ニ一貫シテ成長の本質ヲ為サナケレハナラナイノテアリマス。之ハ西洋流ノ国体トハ著シク相違スル点テアツテ、決シテ其中断ヲ許スモノテハアリマセン。若シ夫レヲ許スナラハ、其中断時代ハ別ナ国家テアリ現在ノ国家ハ中断時代ヲ超越シテ古代国家ヘノ単ナル模倣的国家ニ過キナイノテアリマス。国体ハ此点ニ於テ恰モ人間ノ人格ノ

様ナモノテアッテ、其生命的存在ノ中断ヲ許ササルト同様テアリマス。故ニ斯如キ国体ノ存続ニハ民族文化等ニ於テ他ト異ル渾一ノ特殊性ヲ有シ、特異ナル国家形態ヲ具ヘ其存在場所カ一定シテ居ル故、其ノ国家ハ有機的結合体テアリ其要素ハ個人的テアルカラ国体ハ個人ヲ離レテ存在セス、又、個人ノ生命モ国体ヲ離レテ存在スルモノテナイ……然ラハ私ハ斯様ナ国家ヲ何処カラ求メルカト申シマスナラハ、建国ト国家ノ歴史ノ中ニ之ヲ吟味シ、一貫セル本質的ノ流レヲ成長的ニ結論シ、且ツ現実ノ諸現象ノ中ニ国体ノ成長ノ一部分ヲ合致セシメテ始メテ其ノ国体タル事ヲ認識スルモノテアリマス。テスカラ国体觀ヲ述ヘルニハ国史其モノヲ説明スルニ外ナラナイノテアリマス。以上述ヘタ様ナ国体ノ意義ト其認識ヲ以テ臨ムトキハ、現代ニ流布サレテ居ル国体觀ニハ多クノ誤謬カ発見サレルノテアリマス」「夫レテ此建国事情ヲ我国ノ夫レニ比シマスト我国カ家族ノ延長ノ建国テアルノニ對シ英國ノ夫レハ強者ノ弱者征服テアリ其強者ハ王室ト貴族トノ均衡ノ征服テアリマス。……又英國ノ三巴ノ争鬭ハ王室ト貴族カ協力シテ人民ヲ搾取スル事カアリ、貴族ト人民トカ協力シテ王ヲ制限シタリスル事カアリ、王室ト人民トカ協力シテ貴族ヲ抑圧シタリスル事ヲ繰返シテ居ルノテアリマス。今日ノ政党政治モ斯様ナ所カラ成長シテ来タノテ……」「今日ノ米国ハ直接ニ個人ノ權力ノ均衡ノ上ニ成立スル外、洲權力モ其均衡ヲ得ナケレハナリマセン。……又人民ハ、アングロサクソン人種カ全体ノ約四割ヲ占ムルニ過キス其他ハ人種ヲ異ニスル白人有色人ヲ含メテ居ルノテ国民自体ニ於テ到底融合スル事ノ出来ナイ要素カ含マレテ居ルノテアリマス。……彼等ノ国家意識ハ人種ノ意識カ政体ノ意識カ或ハ自己權利擁護カテアッテ嚴密ナ意味ノ国家ト云フ事ハ出来ナイノテアリマス。テスカラ米国民ハ国家ニ奉仕スルト云フ様ナ觀念ハ少シモナク国家ヲ利用シテ國民ヲ搾取シ世界ノ經濟界ヲ攪乱スル財閥横行ノ国テアリマス。」「元来西洋流ノ国家ハ各種權力ノ均衡ノ上ニ成立シ對外的關係ヲ主タル成立及存続ノ原因トスルモノテアルカラ国体其モノノ有機的生命的要素カ確立セス単ニ個人ノ集合ニ過キス渾一ノ融合体トナルニハ未タ相当ノ懸隔カアル……其国体觀モ權力ノ均衡ニ出發シ政治的意義ヲ有スルニ過キナイノテ単ニ主權ノ存在ト云フニ止ルノテアリマス。斯ル国体ノ意義ヲ我國体ニ適用シ之ヲ明カニセントスルハ物理的均衡ノ重点ノ説明形式ヲ人格的生命体ニ適用セントスルト同一テアリマス。若シ之丈テ可能ナラハ現在ノ皇室ヲ退ケ人民又ハ他国人カ世襲ノ皇室ヲ形成シタトシテモ依然トシテ大日本帝國カ神武天皇ノ建国以來存続スルモノテアルト云ヒ得ルノテアリマス。併シ事實ハ大イニ相違シ萬一左様ナ事カアラハ我大日本帝國ハ跡形モナク滅亡シ、人民ノ生活ハ大和民族ノニハ成立シナイノテアリマス。」「我大和民族ノ祖先ハ結局一人ノ天祖ニ歸スル事ニナルノテ從ッテ現代ノ国家ハ一家族テアリ天皇ハ大家長テアルト云フ実感ニ至ラセルノカ祖先崇拜テアリマス。左様テアリマスカラ祖先崇拜ハ家族制度ト共ニ我國体ノ構成上重要ナル役割ヲ持ツモノテアリマス。若シ此觀念カナケレハ天皇ハ單ナル支配者テアリ從ッテ此家族的団体ハ完全ニ破壊サレテ終フノテアリマスカラ我々ハ此中ニコソ無限ノ生命感ヲ感得スルノテアリマス。」「漢民族モ家族制度祖先崇拜ノ特性ヲ有スルモノテアリマスカ、彼等ハ主權トシテ血族ノ中心ヲ持ッテハ居リマセン。從ッテ国家カ一家族テアルト云フ觀念ハナク單ニ家族ヲ單位トシタ集合体ニ過キナイノテアリマス。夫レテ家族制度カ順調ニ成長致シマシタナラハ、畢竟家族ノ國家ニ到達スルノテアリマスカ、彼等ハ之ニ到達シ得ナイノハ大陸ニ有勝ナ争亂ノ為メ或程度マテ出来上ツタ血族ノ主權ヲ早期ニ奪ハレタカ或ハ大陸ニ見受ケラレル多数民族ノ集團ノ移住ノ為メニ最初カラ血族ノ中心ヲ持タナクッタカテアラウト思ヒマス。……元来主權者ハ民族ニ對スル義務上カラ政治ヲ行ッテ居タノテアリマスカラ其義務心ノ廢頽ヲ来タシ天子ノ意義ヲ利己ニ解シ民族ハ自己ノ為メニ存在スルカノ様ニ考ヘマシタノテ、当然民族本位テナクナツタノテアリマス。」「我國ハ大陸ト適當ナ距離ヲ有シ相当ノ面積ヲ有シ氣候風土ニ恵マレ申分ノナイ国土テアッテ、大陸ノ動

乱ニ依ッテ決定的影響ヲ受ケル事ナク其余波ハ民族ノ力ニ依ッテ撃退スル事カ出来タノテアリマス。此為メ外国ノ強大ナル武力ニ征服サレル事ナク從ッテ民族ヲ離レテ主權ノ強制的更迭ヲ受ケル事ナク家長的主權ヲ中心トシテノ国家生命体ノ成長ヲ毫モ歪曲サレル事カナカッタノテアリマス。地理的特性トシテ国体ニ及ホス影響ハ之カー一番重要テアリマス。」

(民族集団の最高倫理性とその宗教的アプローチ)

「宇宙ハ夫自身大ナル生命体ニシテ、之ハ個人ノ生命体ヲ通シテ活動ヲスルモノテアルカラ個人ナル生命体ノ活動ハ宇宙ノ生命体ノ夫レニ外ナラナイ……左様ナ事実ハ總テヲ唯物的ニ觀察シ經濟生活ノミニ重点ヲ置ク共產主義者ニハ到底認識シ得サル事実テ夫レハ宗教其モノノ説明ニ俟ツヘキテアリマス。個人カ宇宙ノ意志ニ順応スルカ故ニ宇宙ノ中枢タル神ニ依ッテ宇宙自身カ持つ永遠ノ生命ヲ以テ個人ヲ包擁シ之ニ永遠ノ生命ヲ附与スルノテアリマスカラ其生活ハ宗教的具現ニ依ッテ営マレルノテアリマス。之カ即チ仏教ニ於ケル慈悲ト極樂テアリ、キリスト教ニ於ケル愛ト天国テアリマスカ、之等ハ単ニ其ノ属性ニ過キスシテ宗教ソレ自身カ宇宙ノ意志ニ外ナラナイノテアリマス。ソシテ之ハ人間生活ノ最モ浄化サレタモノテアリマスカ生活ノ意義ヲ転倒セル共產主義者ハ此宗教ヲ排撃スルノテアリマス。併シ夫レハ到底出来得ル事テハアリマセン。現ニロシヤニ於キマシテハゴットノ代リニレーニンノ屍体ヲ崇拜サセテ居ルノテアリマスカ之ハ明カニ人民カラ宗教的觀念ヲ除ク事カ出来ナカッタ事ヲ物語ルモノテアリマス。又仮リニ国民カラ宗教ヲ除ク事カ出来タトシテモ夫レカ現実ノ生活ニ及ホス弊害ハ実ニ大キナモノカアルノテアリマス。フランス革命ノ際ノ反宗教運動ニ依リ其直後ニ於ケルフランスノ国民道德カ極度ニ紊乱シタ事ハ雄弁ニ其弊害ヲ物語ッテ居ルノテアリマス。」「我大和民族ニ致シマシテモ……夫レカ支那大陸カラ来タニシロ南洋方面カラ来タニシロ」「天孫民族カ日本ニ降臨スルマテ何処カニ於テ必ス民族的ノ生活ヲシテ居リ、且ツ日本ニ降臨シタ民族カ前ノ土地ニ於テ全民族ノ直系の中心テアッタカ否カハ別ト致シマシテモ、夫レカ血族の民族テアッタ事ハ明白テアリマス」「我国ハ一個ノ家族体ニ出發シテ次第ニ發展ヲシテ本源ノ家族ノ家長ヲ族長ニ仰キ、自然ニ世襲の君主ノ形ヲ取ッテ現代ニ及ンタ家族的国家テアリマス。国家ヲ云々セントスルトキ個人ハ既ニ其存在權ハナイ、国家アッテノ個人テ個人アッテノ国家テハナイ。天皇ノ国家テモナイ、国民ノ国家テモナク、唯、天皇・国民・国家ハ生命体的ニ融合渾一シ、概念的ニ於テモ其一ヲ離レテハ存在シナイノテアリマス」「故ニ国民ノ意義ハ天皇ヲ翼賛スル事即チ天皇ノ御生命カ国家的意義ヲ獲得シタル天皇ニ向ッテ自己ヲ投入シテ行クトコロニアルノテアリマス。天皇ハ天皇ノ御生命ニ自己投入ヲナシ、国民ハ天皇ニ自己投入スル事ニ依ッテ茲ニ緊密ナル家族的血族の生命体ナル国家カ成立スルノテアリマス。勿論天皇モ国民モ肉体其自身ニ於テハ平等テアッテ血族的自然的傳承ニ從ヒ国家ニ對シテ自己ノ本分ヲ尽ストコロニ天皇ナリ国民ナルモノカ成立スルノテ之ハ西洋流ノ個人主義ニ依ッテ解釋スル事ノ出来ナイモノテアリマス。仮リニ解釋スルト致シマスナラハ明カニ兩者トモ犠牲的存在トナリマス。華族ノドラ息子ノ様ナ事ハ天皇ニハ出来ナイ事テアリマスカラ天皇ヲ特權者ノ如ク解スルハ日本ニ於テハ根本的誤謬テアリマス。国民モ亦個人主義的觀念カラ自己ノ幸福ノ為メニ国家カ存在シテ居ルカノ如ク考ヘルノハ同様ニ大イナル間違テアリマス。」

(家父長としての天皇の性格と機能)

「天皇ハ大宇宙ノ自然的存在ニシテ而モ夫自身大宇宙ノ生命テアルカ夫レハ国家ハ大宇宙ノ中

カラ生出サレタカラテアリマス。斯様ナ点ハ支那若シクハ其他ノ国家ニ於テハ言得ナイ事テアツテ、夫等ノ国家ハ家族の血族のテハナク從ツテ自然的生命体ヲ有セサルヲ以テ、左様ナ国家ハ必然の二宇宙カラ分離サレテ居ルカラテアリマス……天皇ハ国家ノ靈トシテノ存在テアツテ其靈タル存在ノ定義ハ大宇宙ノ先天的生命体テアリマスカラ大宇宙自身ニ意志カアルノテハナイ。……然ルニ其活動ヲ觀ルハ神ノ活動即チ国家ノ靈ノ活動ニ外ナラナイ……神勅ニ曰フトコロノ「天嗣ハ天壤トトモニ窮リ無ルヘシ」ハ大宇宙ノ生命体トシテノ意義ヲ形容シタニ過キナイノテアツテ、之ハ単ニ空想的抽象的ニ我国体ノ神話トシテ出来上ツタモノテハナク、天皇カ国家ノ超自然の大宇宙ノ靈トシテ存在スル事ヲ表現シタモノテアリマス。」「我国体ハ自然的生命体ヲ中心トスル家族の血族の国家テアリマスカ、之ハ恰モ自己ノ生命カ私ナル身体ノ諸細胞ノ結合ノ上ニ成長スル如ク、国家ノ生命体ハ有機的統合ノ上ニ成長シ、其觀念ハ形而上的意義ノ存在ヲ保ツモノテアリマス。……国家ノ生命体ハ個人カ国家ノ生命体ニ對シ全的ニ服從シ、且、其生命ヲ捧ケルトコロニ於テ初メテ完全ナル成長ヲ遂ケル事カ出来ルノテアリマス。斯クシテ我民族ノ特性タル忠君愛國心ヲ始メトシ、仁義礼智信ト云フ様ナ道德カ伝統的國民道德トシテ国家ノ成長ニ役立ツタ所以テアリマス。之ハ健全ナル頭腦ハ健康ナル細胞ノ上ニ存在スルト同様テアリマス。天皇ヲ通シテ我国体ハ形而上的存在トシテ家族の血族の国家ノ自然的生命体カ表現サレルノテアリマス。」「況シテ我国体ハ支配者ト人民ノ相互依存テモナク一個ノ有機体ノ成長其モノテアツテ人民ニ對シテ支配者ナル觀念ハ許サス 皇室ハ国家ノ家族の血族の中心テアリマスカラ國民ハ国家ハ二ツノ階級ノ合同ニ依ツテ成立シテ居ル等ト思フモノハ一人モナイノテアツテ、皇室カラ賤民ニ至ルマテ国家ト云フ自然的生命体ノ中ニ自己投入シテ居ルノテアリマスカラ、共產主義者ノ国家論ハ我国ニ對シテハトノ点ニモ相当スル部分カナインノテアリマス」「勤王ト国体ノ混同テアリマス。……明治維新前ニ於テ江戸幕府カ天皇ノ御親任ニ反キ内政ヲ紊乱セシメ外交ヲ失シタ罪ヲ以テ其上皇室ニ非礼ヲ働クト云フ其亡國的存在ヲ絶ツ為メ勤皇ノ名ニ於テ國民運動ヲ起シタノハ当然テアルカ、彼等ハ其目的ヲ達成シタ後マテ其儘ヲ繼承シ国体ノ何タルヤヲ知ラス西洋流ノ定義ニ依ツテ共和政体テモナイノニ天皇ニ依ツテ直接政治カ行ハレテ居ナカッタカラ君主制テハナイ、從ツテ我国体ニ反スルト結論シタノテアリマス。斯クシテ維新ニ際シ働イタ志士ノ後ニ残ツタ特權階級ニナツタ者ハ国体ヲ恢復シタモノト自惚レ、且、天皇ノ名ニ於テ特權階級ヲ享有シタノテアルカラ斷シテ動（マ、「勘」カ）スヘカラサルモノテアルト云フノテアリマス。……其如ク国体ト云フモノハ一時代ノ一部階級ノ者ニノミ都合ノヨイ抽象的平面論ニアルノテハナク、生命体テアル国家ソノモノ即チ事實ノ連続テアル国史ノ本体其モノテアリマス。故ニ西洋流ノ国體觀念論者ハ歴史ノ上ニハ事實ノ論拠トシテ未開時代ノ天皇執政シカ有セス其後ノ国史ハ国体ニ反スルト云ヒ乍ラ、尚万世一系ノ国体ト云ヒ王政復古等ト云ツテ恰モ本然ノ国家ニ歸ツタカノ如ク云フカ実ニ矛盾撞着モ甚シイモノテアリマス。」「天皇ハ家長的の血族的存在テアリマスカラ勿論血族の世襲ヲ離レテハ存在シナイノテアリマス。左様テアリマスカラ其存在意義ハ崇高ナル人格者テアルヘキテモナク、又強大ナル權力的存在テモナイ。偉大ナル政治家的存在テモナイ。我国ニ於ケル天皇ハ通常ノ主權者ノ存在ニハ一ツモ当嵌ラナイノテアリマス。現行憲法ニハ天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラスト云フノカアリマスカ、左様ナ道德的ナ存在テハナイ……之ハ英國憲法ノ直訳テアリマスカラ……天皇ヲ權力の最高ノ存在ナリトシタ丈テモ家長的の親ミノナイ非日本の觀念テアリマス。其処テ天皇機關説ト云フモノハ之ハ共和国ノ大統領ヲ世襲セシムルト云フ觀念テ、政治家の範疇ニ属スルモノテアリマス。又我国ノ道學者達ハ、人間トシテ当然テアル様ナ事ヲ針小棒大ニ恰モ蓋世ノ聖人テナクテハ実行出来ナイ様ニ天皇ノ日常ノ行事ヲ阿附的ニ吹聴シタリスルノハ、天皇ハ是カ非テモ人格者トシテ最高ノ存在テナケレハナラナイト誤認シテ居ルカラテアリマ

ス。吾々ノ天皇ハ無理ニ左様ナモノヲデッチ上ケル必要ハナイノテアツテ此点万葉集ニ其人間味カ溢レテ居ルノテアリマス……吾々ノ天皇ハ血族の自然の人間テアレハヨイノテアリマス。サウスルト其処ニ初メテ完全ナル国家及国民ニ相応シイ最モ自然的ナ権力的ナ人格の政治家の存在トナルノテアリマス。天皇ノ存在意義カ右ノ通りテアリマスカラ天皇ニハ如何ナル権力ヲ具備セシムヘキカト云フ様ナ事も起ラス、天皇カラモ亦不自然ナ権力的要求ヲナサレナイ訳テアリマス。斯クシテ国家ノ存立ニ対シテ無限ノ権力カアル訳テアリマス。……若シ飽マテ政權アツテノ天皇ト誤認シ、天皇ハ政權ニ執着サレルナラハ必スヤ複雑ニナツテ行ク社会状勢ニ対シ技術的政治ニ於テ多カレ少カレ不具合カ生シ尚夫レヲ押切ラントスレハ当然家長的意義ヲ失フノテアリマスカラ、家長タル天皇ハ民意ヲ容レテ適当ナ人物ニ政治ヲ委ネラレルカ当然テアリマス。……政權者トシテノ意義シカ認メス若シ離レタナラハ国体ニ反スルト考ヘル等ハ正ニ亡国の国民テアリマス。……左様ナ国体觀ハ欧米流ノ王室ト人民トノ権力均衡ヨリ出発シタ国体觀念ヲ教込マレタ現代人ニハ如何ニ彼等カー君万民君臣父子ト申シテ居リマシテモ決シテ完全ニハ判ラナイノテアリマス。自分自身ヲ捨テ国家ハ我家テアルト云フ觀念ニ全部ヲ投托シタトキニ始メテ判ルノテアリマス。国民ノ大多数カサウナレハ權利義務ノ法則ナンカ百害アツテ一利ナシテアリマス。日本人ハ悲イカナス様ナ道カラ益々遠サカッテ行クノテアリマス。」「天皇ノ国民即チ国家ノ国民テアリマス。左様テアリマスカラ天皇ハ国家其モノニ外ナラナイノテアリマス。私ハ之ヲ国家ノ中枢的表現及生命体的カト申スノテアリマス。」

(生命体觀念による変革の必然性と日本型正統性の構築)

「我国ノ成長ヲ歴史的ニ辿ツテ……階級的独占世襲ノ必然トシテ藤原氏一族ノ重臣執政祭ハ其末期ニ及ンテ甚タシイ弊害ヲ現出スルニ至ツタノテアリマス。上 皇室ニ対スル不遜、中央政ノ腐敗、地方政ノ紊乱テアリマス。斯場合血族的生命体タル家族的国家カ国家的見地カラ生ヌクノハ当然テアツテ……地方豪族即武家ノ国家的蹶起トナツテ政權ノ全面的更迭トナツタノテアリマス。」「我国現代ニ於ケル諸制度ニ色々弊害ヤ矛盾ヤ過誤カアリマスカ、夫レカ我大日本帝国ノ伝統性ニ適合シテ居ラナイト云フトコロニ其根本的欠陥カアルノテアリマス。此伝統性ニ立脚セル制度ノ立案ヲ為シ得ナカッタ明治維新ノ改革者ノ止ムヲ得サルトコロノ変態的欧米化ヲ今日マテ脱却シ得ナイ事テアリマス。而シテ實際的ニ生スル生命体タル国家ハ全般的行詰リノ形ヲ以テ必然的改革ヲ要求シテ居タノテアリマス。論者ハ日本ノ此苦境ヲ經濟的原因ニノミ依ルモノトシテ、之ヲ世界的經濟的苦境ニ転嫁セントシテ居ルノテアリマスカ、夫レハ大ナル誤リテアリマス。我国ノ苦境ハ其伝統性ニ反シタ諸制度ニ原因シテ居ルノテアリマスカラ、夫レハ我国独特ノモノテアリマスカラ我国丈テ脱出スル事ノ出来ル苦境テアリマス。」「ワシントン會議ニシロ、ロンドン會議ニシロ国防ノ基礎ヲ危クシタ屈辱的条約ヲ締結シ、近クハ支那ニ於ケル日貨排斥ノ暴挙ニ対シテ為政者ハ誤レル平和論者ヤ國際主義者ノ主張ニ迷ハサレテ自然的生命体ノ国家ノ生命ヲ犠牲ニシテ居ルノテアリマス。斯様ナ国家ノ重大事ニ対シテ隱忍ニ隱忍ヲ重テ来タノテアリマスカ、止ムニ止マレヌ状勢カラ改革ノ方向ニ轉身シタノテ、夫レハ生シカ為メノ轉身テアリマス。左様テアリマスカラ国軍ノ国家改革ヘノ轉身ハ夫レカ国家カ生ントスル為ノモノテアルトハ申シ乍ラ此上モナイ不祥事テアリマス。」「振返ツテ国内ヲ見マスルナラハ、一部ノ階級ニ於テハ其苦心シテ居ル事ハ弗買テアリ……斯ル状勢ヲ直視シテ軍人ハ考ヘサルヲ得ナイノテアリマス。我々ハ合法ニシロ非合法ニシロ国家カ生ル事ハ正義ナリト云フ觀念ニ到達スルノテアリマス。」

(伝統性へのアクセス)

「我国ノ伝統性ハ前ニモ述ヘマシタ様ニ民族的ニ地理的ニ於テ世界ニ比ナキ特性ヲ持チ政治ハ常ニ上カラノモノテ而モ民主的テアッタトイフ事テアリマス。……島国テアリマスカラ大陸ノ動乱ノ余波ヲ受ケル事ナク主權ハ国内ヲ資本トシテ自己ノ野心ヲ充ス様ナ動機カラ外国ヲ侵略スル事ハナク完全ニ民主的政治ニ終始シテ来タノテアリマス。ソシテ歴史ヲ経ルニ從ッテ益民主的ニ夫レヲ為サシメタモノハ地方的政治ノ強化ト村落ニ健全ナル自治カ許サレタ事テアリマス。斯クシテ如何ナル政体ニナリマシテモ地方的特性ヲ有スル政治ヲ行ハサルヲ得サラシメ人民ハ積極的ニ自治觀念ヲ持ツニ至ッタノテアリマス。之等モ異ツタ民族性ト地理的特性トヲ持ツタ国ニ育ツタ政党政治ノ為メニ明治維新後大部分ハ破壊サレタノテアリマス。次ニ制度的伝統性ヲ申上ケマス。之ハ現在ノ制度ノ標準トシテハ其直ク前ノ時代ノモノカ最も適當テアルト思ヒマス。徳川幕府ノ組織ヲ少シ述ヘテ見ル事ニ致シマス。徳川幕府ノ礎カレタ直接ノ動機ハ自己ノ子孫繁栄ニアッタト致シマシテモ政治ハ實際的テアリ国家ハ生テ居ルモノテアリマス。徳川幕府カアレ程ノ平和ヲ維持シタノハ其時代性ト我国ノ伝統性カ妥当シテ居タモノト思ハナケレハナラナイノテアリマス。……大名ノ領内ニ於テハ尚區別ヲ設ケテ臣下ニ領土ヲ与ヘル事モアリマシタカ国民ノ自治ニハ干涉スル事ナク其自治ヲ完全ニ行ハシメ……政治ハ大体ニ於テヨクッタノテアリマス。……其特性ハ天皇ノ全的委任ヲ受ケタ將軍以下ノ専門官吏ノ合議制ニ依リ中央ニ於テ統制シナカラ地方的強化ノ政治ヲ行ハシメ且ツ村落ノ自治ニ對シテハ干涉ヲシナカッタト云フ点テアリマス。之ハ民意ヲ尊重スル制度ノ伝統性ヲ表現シタモノテアリマス。」「此血族の民族カ中心トナッテ居ルカラ從ッテ家族ニ對スル制度モ非個人主義的ナモノテアリマス。之ハ上代ニ於テハ民族的ニ秩序アル組織ヲ有シ所謂氏族制度ヲ為シテ居タノテアルカ此氏族制度カ家族制度ニ變化シテ今日ニ及ンタノテアリマス。故ニ家族制度ハ家族の血族の國家ノ縮小形テアリマス。家長ヲ中心トシテ家族本位ニ個人ノ行動ヲ律シテ行クノテアリマス。」「政治的現代性トシテノ重要ナモノハ一ツハ民権主義思想テアリマス。……之ハ明治維新ニナッテカラ如何ニ欧米崇拜テアツカト云フ事カ窺ハレル証拠テモアルカ。單ニ其丈カラノミ生シタモノテハナク我国年来ノ國民ノ中ニ養ハレテ来タ生活感的要求カラ生シタモノテモアルノテアリマス。左様テアリマスカラ私ハ先ツ其生活感的要求ヲ傳統ノ中ニ探シマシテ夫レカドレ程現實ニ必要テアルカラ考察シテ見タイト思ヒマス。……徳川時代ノ如キ複雑ナ政治ヲ要スル時代ニナリマシテモ為政者ノ努力ニ依リ可能ナ程度ニマテ民意ヲ聴カスシテ民主的ナ政治ヲ行ツタノテアリマス。カ夫レカ微妙ナ社会状態ニ於テ如何ニシテモ徹底セス又世襲者のテアツタ政權ノ弊害モ手伝ッテ民意ヲ聴クヘキテアルト云フ國民的要求ハ所々伏在シテ行ツタノテアリマス。左様テアリマスカラ徳川時代ニ於ケル資本主義經濟ノ勃興ニ依リ今マテノ為政者カ經濟上ノ有シテ居タ實力の統制カ破レ文化ノ向上ニ依ル生活ニ応スル為メ自己ノ統制内ニアツタ農民ニ對シテ増稅ヲスルヨリ外ニ方法カナクッタノテ今マテ農民ニ對シテ民主的テアツタ政治カ損ハレテ来タノテ其処ニ農民ニ自分達ノ意見ヲ聞イテ貰ヒタイト云フ觀念カ湧イテ来タノテアリマス。一方商人等ニ於キマシテハ大体ニ於テヨイノテアツタカ突発的ニ而モ強制的ニ金ヲ召上ケラレル事カ続出シタノテ何トカシテ今少シ安定シタ政治ノ希望ヲ持ツ様ニナッテ商人等ノ方ニ於テモ自分等ノ意見ヲ聞イテ政治ヲ遣ッテ貰ヒタイト云フ要望カ内在シタノテアリマス。左様テアリマスカラ我国ノ伝統性ノ中ニモ政權分割ヲ目的トセス人民ノ意見ヲ政治ノ上ニ採用シナクテハ公正ナ民主的政治カ行ハレナイト云フ自然的傾向ノ為メニ一般國民ノ間ニ民権思想カ知ラス々々々裡ニ盈タシテ居タノテアリマス。然ルニ時代カ維新政府トナル

や欧米ノ極端ナル民権主義思想ニ接シ且ツ当時ノ政府ハ朝令暮改主義ヲ取り藩閥偏重主義ノ政策ヲ取ツタノテ国民思想ハ徒ラニ激化シ今マテ深ク土ノ中ニ育マレテ来タ民権思想カ急激ニ発芽シタノテアリマス。其時ニ當ッテ指導者ハ我国ノ伝統性ヲ省ミスシテ西洋流ノ民権主義ヲ輸入シテ正ニ変態的ナ民権主義的政党政治ヲ採用シテ終ツタノテアリマス。明治維新以後ニ於ケル為政者ノ醜態ハ右ノ通りテアリマスカ健全ナル民権主義ノ樹立ハ我国ノ伝統性ノ中ニ要求シナケレハナラナカッタノテアリマス。ソシテ夫レハ社会ノ複雑化及對外關係ノ複雑化ニ依ッテ益要望サレル事テアリマスカラ夫レニ立脚セル参政權ハ適當ナル方法ヲ以テ国民一般ニ徹底的ニ許サルヘキテアッテ健全ナル政治ヲ實現サルヘキ絶対的要件テアリマス」

「封建時代ニ於ケル大名ノ存在ハ其部下ノ土地分割支配ヲ統制シ且ツ自ラハ中央政權ノ統制ニ応シテ土地ノ經濟価値ハ其王座ヲ脅カサレル事ナク国民ノ經濟生活ハ安定的テアリ非搾取的テアッテ殊ニ徳川時代ニ於テハ農民ノ土地売買ヲ制限シテ經濟統制ヲ計ツタノテアリマス。此間ニ現ハレテ經濟的価値ノ膨張シタモノニハ鉱山カアリマス。併シ之ハ總テ幕府又ハ大名ノ所有テ其生産品ハ幕府又ハ大名ヲ潤ホシ公共的費用ニ投セラレタノテアリマスカラ之カ当然租税ノ輕減トナリ国民ノ經濟生活ヲ潤ホシタノテアリマス。之ハ經濟統制ノ一例テアリマスカ斯様ニ我国ハ二千年以上モ国家ニ依ル民主的經濟ノ統制ヲ以テ過シテ来タノテアリマスカ若シ之ニ反スル狀勢カ起ツタナラハ勇敢ニ国家的運動ヲ起シ夫レヲ民主的統制ヘ引戻シタノテアリマス。之カ即チ我国ノ經濟制度ノ特殊の伝統性テアリマス。」

(普通選挙制の意味)

「現代ノ如キ万機公論ニ決スル普通選挙ノ時代ニナッテ国民ト皇室トノ中間ニ特権階級ト云フモノカ存在スルト云フ事ハ未曾有ノ事テアリマス。之ハ政治制度カ英国ノ模倣テアル如ク同様ニ英国ノ模倣テ我国体ニハ受ケ容レル事ノ出来ナイ存在テアリマス。……現代ノ国体的觀念ハ如何ト申シマスレハ我国ノ皇室ヲ英国ノ夫レノ如ク特権階級ノ一部ト見做シ学者ニ於テハ天皇機関説等ト云フモノカアッテ国体觀ヲ根本的過誤ニ導キ或ハ政權ノ永続的自存者ノ如ク誤解サレ社会運動ヲスル者ハ特権階級ヲ除クニハ 天皇ヲ亡ホスニ如カストノ觀念ヲ持タシメテ居リマスカ其社会思想ニ及ホス弊害ハ実ニ広汎ニシテ深キモノカアルノテアリマス。」

「併シ之ニ對シ資本家の精神ノ支配者ハ容易ニ許ス事ナク血腥キ鬭争ヲ重ネタ後資本家の打算カラ遂ニ参政權ヲ許スカ又ハ支配者カ滅亡スルノテアリマス。ソシテ当時ノ支配者ハ政治的ヨリモ經濟的ニ其支配ノ重点ヲ置キマシタカラ国民ノ参政權獲得ハ其經濟生活ノ確立ヲ意味シタノテ近世ヨーロッパ諸国ノ国民カ参政權ヲ確立シタ頃ハ既ニ經濟価値ノ対象ハ土地ヲ離レテ居リ又經濟的實力ハ在来ノ政治的支配カラ離レテ居リマシタノテ国民ハ参政權ノ確立ニ依ッテ自己ノ經濟生活ヲ安定スル事カ出来ス依然トシテ不当ナ搾取下ニ立タセラレ其傾向カ時代ヲ經ルニ從ッテ激化シタノテアリマス。其上財閥ノ損失ハ直ニ失業ノ形ニ於テ国民ニ転嫁サレ而モ政治的支配カ經濟的支配ヲ抱擁シナケレハ統治出来ナイト云フ原則ハ逆ニ作用シテ財閥ノ政權侵略トナッテ折角国民カ血ヲ流シテ獲得シタ参政權マテモ蹂躪サレテ終ツタノテアリマス」

「次ニ婦人参政權ノ問題ニ付テ申上ケマス。女權拡張論者ノ主張ト運動ニ依ッテ婦人ノ参政權ハ西洋ノ一部ノ国家ニ於テ實現サレテ居ルノテアリマスカ抑々参政權ナルモノハ前ニモ述ヘマシタ様ニ健全ナル政治制度ヲ布ク為メモノテアリマス。夫レテ政治ハ国家ノ為メテアリ国家ハ個人ヲ單位トシテ居ルノテアリマスカ、其個人ハ青年ニ達スレハ結婚シ未成年者ハ家庭ニ抱擁サレテ成育サレテ居ルノテアリマスカラ国家ノ事實上ノ單位ヲ家庭ニ求ムヘキテアリマス。何故ナラ

ハ個人ハ家庭ヲ離レテ生活ヲスルト云フ事ハ殆ト不可能ナ事テアツテ三千年以来家族制度ヲ執ツテ其下ニ生活ヲ営ンテ来タトコロノ我国ニ取ツテ夫レハ殊更重要ナ事テアルノテアリマス。左様テアリマスカラ婦人ハ妻トシテ必ス家庭ニアリマスカラ夫ノ意見ヲ尊重シテ育児及家政一般ニ専念シテ一家ノ幸福ヲ増大スル事ニ努ムヘキテ決シテ夫ト異ツタ立場若シクハ異ツタ意見ヲ持つヘキテハナイノテアリマス。従ツテ異ツタ政治上ノ意見ヲ樹立シテ家庭内ニ政治的抗争ヲ齎シ夫レヲ社会的ニ為スヘキテハナイノテアリマス。若シ左様ナ事ヲ許スト致シマスナラハ健全ナル家族制度ハ完全ニ破壊サレ個人生活ハ勿論社会ノ状態モ歪曲サレル事カ免レナイノテアリマスカラ婦人参政権ノ確立ハ百害アツテ一利ナシテ左様ナ運動ハ維新以後我国ヲ毒シツ、アル欧米心酔ニ依ル一部ノ者ノ大ナル過誤テアリマス。尤モ左様ナ運動ニ依ツテ我国在来ノ婦人観ヲ是正シ民法上ニ於ケル婦人ノ人格モ向上サレテ男子ト同様ニ取扱ハレル様ニナルテアリマセウカ男性ニハ無限ノ女性愛カアリマスカラ夫ハ妻ヲ愛シ其子ヲ愛スル事ハ自然ノ傾向テアリマス。従ツテ夫ハ自己ノ参政権ヲ自己ノ家族ノ為メニ使用スル事ハ当然テアリマスカラ若シ婦人観ヲ是正スヘキ必要カアルト致シマスナラハ男子其モノ、觀念ヲ是正スヘキテアリマス。」

(国民大衆の無自覚)

「之マテ述ヘテ来マシタ様ニ政党財閥特権階級カー一体トナツテ我国ヲ滅亡ノ危機ニ導キ共產主義者ハ之ニ乗シテ其弊害ヲ益助長シ遂ニ現下ノ行詰リトナツタノテアルカ其一半ノ責任ハ当然国民ニアルノテアリマス。其第一ハ国民ノ政治制度ニ対スル無自覚テアリマス。政治ハ国民生活ノ規定テアリマスカラ政治カ公正ニ行ハレタナラハ当然国民ノ生活カ安定シ国家ハ健全ナル成長ヲ遂ケルノテアリマス。勿論政治制度其モノニモ缺陷ハアリマスカ国民ニハ普通選挙ノ名ニ於テ参政ノ途ハ開カレ国政ニ対シテ其意見ヲ開陳シ進ンテ政權ヲ獲得シ政治ヲ運用スル事カ出来ルノテアリマス。若シ国民ニシテ現代ノ政治ニ対シテ正当ナル自覚ヲ有シマスナラハ如何ニ財閥ノ力カ強クテモ特権階級ノ特権カ強力ナモノテアツテモ国家ノ名ニ於テ夫等ヲ征服スル事カ出来ル筈テアリマス。然ルニ国民ノ現情ハ何ウテアリマセウ。政党ニハ散々翻弄サレ財閥ニハ蹂躪サレ特権階級ニハ国体ノ神聖ヲ侵サレ乍ラ自分等ハ饑饉ノドン底ニ追詰メラレ絶体絶命ノ悲鳴ヲアケ乍ラ小利ニ甘シ盗（ママ、「偷」カ）安ヲ事トシテ居ルノテアリマス。ソシテ五十匁一円ノ値段テ尊キ選挙権ヲ売買シ投票ヲ有害ニ使用シテ政党ヲ成立セシメ財閥ニ叩頭シテ其横暴ヲ助長シ特権階級ヲ華族様ト崇テ増長セシメソシテ窮地ニ陥テハ徒ニ泣キ叫ンテ賃銀値上ケ議會請願ヲ事トシ遂ニ何物モ得ナイノテアリマス。全ク帝政時代ノロシヤニ於ケル農奴ト何等変ルトコロカアリマセン。斯クシテ共產主義思潮ノ蔓延ヲ助長シ我国ニ於ケル伝統性ニ対スル無自覚ニ依ツテ一層社会ヲ險惡ニ導クノテアリマス。……国民ハ尚其美シキ伝統性ニ還ル事ヲ忘レ祖先カ血ヲ流シテ育て、来タ国家ハ今ヤ滅亡ニ直面シテ居ルニモ拘ラス之ヲ看過シテ恐ルヘキ共產主義者ノ横行ノ巷ト化シテ居ルノテアリマス。斯ル事実ハ我國民ノ無自覚テアルトコロニ出発スル弊害テアリマス。」

(国軍の伝統性体现)

「私達モ軍人トシテ当然国家ノ為メニ其死ヲ捧ケネハナラナイノテアリマスカ不幸ニシテ戦争ニ依ツテ奉公ヲスル機会カナカッタノテアリマスカ今日ノ如キ国家ノ危機ヲ見ルトキ夫レカ対内的テアラウト又ハ対外的テアラウトモ而モ其時代ノ法律ニ触レルト致シマシテモ身ヲ以テ国難ニ当ラネハナラナイ事ハ我々ノ使命テアリマス。左様テアリマスカラ其使命タルヤ伝統的日本精神

ニ基クモノテアッテ光輝アル家族的血統的国家ノ成長ニ対シ何等カノ形ニ於テ寄与スルモノテスル犠牲的精神コソ我國民ノ伝統的精神テアッテ夫レニ依ッテ形成サレテ居ル国軍ハ世界無比タル所以デアリマス。」

（「八紘一宇」型の膨張形式による世界の「平和的」支配）

「斯様な家族的民族ヲ中心トシテ先住民族及帰化民族ヲ血統的ニ完全ニ融合シ同化シテ成長シタノカ現代ノ大和民族デアリマス。」「我国ニ於キマシテハ自然ノ膨張ノ結果ニ依ルノデアリマスカラ全世界ヲ領スルニ至ッテモ部分的ニ独立スルト云フ様な事ハ絶対ニアリ得ナイ事デアリマス。」「米国ハ実ニ財閥ト国民ノ抗争ノ国テ、斯ル国民間ニ利害ノ衝突ノアルノハ当然デアッテ夫レカ地理的ニ区分サレタ時ハ国家ヲ分ケ様ト云フ南北戦争ノ如キモノカ起ルノデアリマス。現在ニ於ケル世界的進出ハ決シテ国家其モノノ成長テハナク国家ヲ通シテノ個人的利慾ノ満足カ征服欲ノ充足カニ過キナイノデアリマス。其国家ノ成長ハ夫レ自身ニ妨ケナケレハ他ヲ侵略スルヲ要シナイノテ、飽マテ家族的団欒カ充足事ナノデアリマス。斯様ニ米国ハ国家ノ萌芽時代デアッテ未タ国体ヲ形成スルニ至ラス、其萌芽モ我国ノ夫レトハ根本的ニ趣ヲ異ニスルモノデアリマス。又其中カラ流行シテ居ル正義人道個人民権等ノ美辞麗句カ我國民思想養成ニ全ク縁ノナイ事ハ云フマテモナク、経済制度モ決シテ模倣スヘキモノテハアリマセン。」「対外国關係ニ於テハ我國家ノ自然的成長ニ依ッテ抱擁同化シ其形式カ家族的抱擁ニシロ精神の同化ニシロ終局ニ世界カ大家族体ナルニシロ、必スヤ世界的平和ヲ招来スルデアラウト思ヒマス。」「人類ハ生物ヲ犠牲ニシテ生活ヲ営ンテ居ル以上鬭争ハ人類生活ノ根本的ナモノデアッテ歴史ハ左様な鬭争ヲ経テラ世界ヲ一丸トスル人類ノ生活ニ入ッテ行クノデアリマスカ現在ノ国家主義的対立ハ左様な鬭争ノ前科者ヲ登場サセタ舞台デアリマス。平和的協約ハ過去ニ於ケルト同様決シテ絶対的救世主テハアリマセン。而モ之ハ過去ニ於キマシテハ一部支配者ノ野心ニ依ルトコロカ多クカタノデアリマスカ現代ニ於テハ大体民族的国民的膨張ニ堅固（ママ）シテ居ル点ニ於テ左様な趨勢ハ過去ト相違スルノデアリマス。其様な状勢ニ於テ我国ハ世界有数ノ人口過剰ト世界一ノ人口増加率トヲ有シ絶大ノ国家的生命カヲ持ッテ居リマス。ソシテ世界列強ノトシテ又東洋平和ノ使徒トシテ人種の反感ノ中ニ屹立シテ居ルノデアリマス。我国ハ産業立国ヲ以ッテ立タントスレハ世界ノ市場ハ門戸ヲ閉ジシ移民奨励ヲ絶叫スルケレトモ各国ハ之ヲ容レナイノデアリマス。事実世界ハ白人種ノ支配下ニアッテ不公正カ多ク人類ノ平和ヲ妨害シテ居ルノデアリマス。我国ハ東洋平和ノ支持者デアリ世界平和ノ樹立者トシテ最適任者デアルトコロノ歴史ト国民性ヲ持ッテ居リマス。左様デアリマスカラ我国自分自身ノ生キンカ為メト正義上ノ義憤ニ依ッテ現代世界ノ国家主義的対立ノ真只中ニ突入スル必然性ヲ持チ而モ突入シタナラハ必ス突破シナケレハナラナイ国民性ヲ持ッテ居ルノデアリマス。」

（国家生命体観念と直接行動主義）

「我々ノ今回ノ行動ハ国体ノ成長ニ対シ何等カノ寄与ヲ為スト雖モ現下ノ法ニ触レ当然一身ヲ犠牲ニスル決心デアッタノデアリマスカラ夫レカ若シ減刑嘆願ニ依ッテ裁判カ歪曲サレ夫レカ成長シテ臆テ国家ノ腐敗ノ原因トナッタシタナラハ我々トシテハ遺憾至極ニ思フノデアリマス。我々ニ対シテ再ヒ出獄ノ日ヲ待ッテ国家ノ為メニ貢獻セヨト云ハレル人カアルカモ知レマセンカ我々ハ今回ノ決行ニ依ッテ最早我々ノ使命ハ果サレタノテ之以上其生命ノ保全ヲ計ル必要カ

ナイノテアリマス。若シサウテアリマシタナラハ夫レハ西洋流ノ個人ノ利害カラ出発シタ革命運動ニ於テハ当然テアルカモ知レマセンカ国家ノ生命体ノ成長ノ為メノ行動ニ於テハ左様ナ事ハ許サレナイノテアリマス。……次ニ国民ノ我々ニ対スル減刑嘆願ニ対シテ申上ケマス。之ニ対スル国民ノ行動ヲ理解サレナイ事モアリマセンカ夫レカ形式的憐憫の同情カラ寄セラレタモノテアレハ何等ノ価値ノナイモノテアリマスカ、仮ニ夫レカ国民ノ至情カラ出タモノトシテモ夫レハ本末ノ転倒テアリマス。我々ノ今回ノ決行ハ国家ノ生命体ト共ニ無限ニ生キテ行クモノテアルカラ其命ヲ助ケル為メノ嘆願書ハ大ナル誤リテアリマス。……前ニ石川弁護士（石川誠の事カ＝筆者註）カ減刑嘆願書ハ百万人ハ下ルマイト云ハレタカ其百万人ノ国民カ結束シテ此国難ニ当ツタナラハ国家ハ容易ニ革正サレルテアラウト思ヒマス。ソシテ初メテ我々ハ夫レニ対シテ深い感謝ヲ捧ケルノテアリマス。国民夫自身ハ何等ノ自覚ナクシテ嘆願運動ヲ遣ッテ居ルナラ速カニ左様ナ行動ヲ廃メテ歴史カ示ス如ク各自カ地方的ニ団結シ地方々々ニ於テ政党ヲ倒シ其代表ヲ中央ニ送ッテ国家ノ革新ヲ計ルヘキテアリマス。之ハ過去ニ於ケル人智ノ発展ヲ以テスレハ数年ヲ経スシテ実現スルテアリマセウ。国民ヨ我屍ヲ踏ミテ大日本帝国ノ尊キ国体ノ成長ニ対シテ各自ノ生死ヲ投入シテ天壤無窮タラシムレハ我生命ハ夫レト共ニ永ク生キルテアラウ事ハ無上ノ幸福感ニ浸ル次第テアリマス。」

（直接行動の成果に対する期待）

神垣裁判長「以上ノ様ナ襲撃ヲ決行シテ被告等ノ目的カ達成サレタナラハ何ウ云フ結果カ発生スルト思ッテ居タカ」 池松「我々軍人側ノ襲撃カ成功シー方農民側ノ変電所襲撃ニ依ッテ帝都ヲ暗黒化スル事カ出来マシタナラハ陸軍ニ於テハ中央ノ菅波等ノ憤起トナリ夫レカ全的波及トナリ全国ノ将校ノ憤起トナルト思ヒマシタ。陸軍カ若シ憤起シナカッタシテモ其時ハ国民カ承知セス国民自身カ爆発的憤起ヲスル事ト予定致シマシタ」。神垣裁判長「本件ノ襲撃計画ハ誰カ立タノカ」 池松「其部分的ニ於テハ古賀中尉ノ発案ニ依ルモノテアリマスカ全的根本的ニ於キマシテハ軍部全般ノ者ノ考ヘテアリマスカラ誰ノ発案ニ依ルモノト云フ事ハ出来ナイノテアリマス」

（政治学科教授）

（1996年3月30日受付）